

滞納授業料等の債権管理の不備

対象受検機関： 島本高等学校

事務事業の概要	検出事項	監査の結果																																																														
<p>平成22年度から府立高等学校の授業料、空調使用料（以下「授業料等」という。）は非徴収となっているが、平成21年度までの授業料等の収入未済については、引き続き徴収する必要がある。</p> <p>また、学校での負傷・疾病等が発生した際、医療費等の給付が行われる日本スポーツ振興センター災害共済制度に係る掛金（以下「センター掛金」という。）は、加入同意書の提出があった全員分について、府及び保護者負担分を合わせて公費により納付している。その際、保護者負担分の納入の有無にかかわらず納付しているため、保護者が納付しなければ、収入未済が発生する。</p> <p>これらの収入未済については、各府立学校長が債権を管理し、納入の督促、催告を行っている。</p> <p>※【地方自治法】 （債権） 第240条 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。</p> <p>※【大阪府財務規則】 （債権の管理） 第90条 債権管理者は、債権管理簿を備え、債権が発生し、又は府に帰属したときは、次に掲げる事項を記載しておかななければならない。</p> <p>(7) 交渉、滞納処分又は訴訟及び強制執行の経過その他処理状況に関する事項 （注）府立学校では、「学校納付金システム」で管理しているデータと授業料等の納入指導を行う経過等の記録簿（「滞納調書」）が債権管理簿に当たる。</p> <p>※府債権管理適正化指針（平成19年3月）より抜粋 (1) 文書・電話・訪問等による催告及び交渉に着手する。 (2) 債務者との交渉経過は必ず記録し保存する。</p> <p>※滞納授業料等の教育長への徴収依頼 学校長は、滞納授業料等について、教育長に支払督促による徴収を依頼することができる。（徴収事務取扱要領第2条第2項及び第3条）</p>	<p>授業料等を滞納したまま卒業・中退した生徒に対する債権回収の取組について、平成23年度以降ほとんど没交渉となっており、また、交渉等の状況が適切に記録されておらず、地方自治法第240条、大阪府財務規則第90条、大阪府債権管理適正化指針等に沿った取組が行われていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書による催告は、平成23年8月を最後に行われていない。 電話による催告は、相手方から電話があったものや学校からの電話に対応したものについて、一部、交渉状況が記録されているものもあるが、卒業生・中退生全員に対して行われていない。 訪問による催告は、行われていない。 滞納調書に、交渉等の経過を記録することとされているにもかかわらず、交渉経過がほとんど記録されていない。 <p style="text-align: center;">各年度末における授業料等の状況</p> <table border="1" data-bbox="1329 936 2024 1268"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人数(人)</th> <th>授業料</th> <th>空調使用料</th> <th>センター掛金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">H22</td> <td>人数(人)</td> <td>68</td> <td>37</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>金額(円)</td> <td>6,767,835</td> <td>187,840</td> <td>233,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H23</td> <td>人数(人)</td> <td>62</td> <td>34</td> <td>128</td> </tr> <tr> <td>金額(円)</td> <td>6,436,035</td> <td>174,240</td> <td>197,991</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H24</td> <td>人数(人)</td> <td>59</td> <td>30</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>金額(円)</td> <td>6,031,295</td> <td>152,640</td> <td>226,071</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">各年度に時効により消滅した債権の状況</p> <table border="1" data-bbox="1329 1377 2024 1755"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(人数・件数)</th> <th>授業料 (円)</th> <th>空調使用料 (円)</th> <th>合計 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>0人・0件</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>2人・2件</td> <td>72,000</td> <td>5,400</td> <td>77,400</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>2人・2件</td> <td>36,000</td> <td>5,400</td> <td>41,400</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>4人・4件</td> <td>325,040</td> <td>21,600</td> <td>346,640</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>5人・5件</td> <td>479,915</td> <td>16,200</td> <td>496,115</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成26年1月10日現在</p>	年度	人数(人)	授業料	空調使用料	センター掛金	H22	人数(人)	68	37	150	金額(円)	6,767,835	187,840	233,100	H23	人数(人)	62	34	128	金額(円)	6,436,035	174,240	197,991	H24	人数(人)	59	30	146	金額(円)	6,031,295	152,640	226,071	年度	(人数・件数)	授業料 (円)	空調使用料 (円)	合計 (円)	H21	0人・0件	0	0	0	H22	2人・2件	72,000	5,400	77,400	H23	2人・2件	36,000	5,400	41,400	H24	4人・4件	325,040	21,600	346,640	H25	5人・5件	479,915	16,200	496,115	<p>債権管理業務は、担当者、上司ともに府債権管理適正化指針等に沿った対応をしておらず、組織的な取組が全く行われていないことは問題である。</p> <p>指針等の債権管理のルールを十分理解するとともに、直ちに次の取組を行いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各債務者の住所・連絡先の変動の有無について催告状の送付等により確認するとともに、電話や訪問による催告を積極的に行うこと。 とりわけ、消滅時効の完成が間近に迫っている債権については、債権の回収や債務承認による時効中断に努めること。 弁済に応じない債務者で要件を満たすものについては、法的措置を行うことを視野に入れ、教育委員会事務局と協議調整を進めること。 滞納調書に債務者との交渉経過を記録すること。
年度	人数(人)	授業料	空調使用料	センター掛金																																																												
H22	人数(人)	68	37	150																																																												
	金額(円)	6,767,835	187,840	233,100																																																												
H23	人数(人)	62	34	128																																																												
	金額(円)	6,436,035	174,240	197,991																																																												
H24	人数(人)	59	30	146																																																												
	金額(円)	6,031,295	152,640	226,071																																																												
年度	(人数・件数)	授業料 (円)	空調使用料 (円)	合計 (円)																																																												
H21	0人・0件	0	0	0																																																												
H22	2人・2件	72,000	5,400	77,400																																																												
H23	2人・2件	36,000	5,400	41,400																																																												
H24	4人・4件	325,040	21,600	346,640																																																												
H25	5人・5件	479,915	16,200	496,115																																																												

<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納している授業料等がおおむね当該課程の年額授業料相当額（144,000円）以上のものであること ・ 学校で度重なる納入指導を行ったにもかかわらず納付されないこと ・ 債務者の住所及び連絡先が明らかであること <p>※授業料等の滞納債権に係る消滅時効の満了期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業料等（非強制徴収公債権） ⇒5年（債務者の援用不要） ・ センター掛金（私債権） ⇒10年（債務者の援用必要） 	<p style="text-align: center;">島本高等学校の見解</p> <p>定期的に催告手続を行わなければ債務者の住所連絡先に変更が生じる可能性があり、時効消滅する可能性も生じるため、常に債権の管理を行わなければならないと認識している。</p> <p>滞納調書に交渉経過等を詳細に記載されていなかったため、過去の交渉経過の記録がないことで催告の事務や交渉に影響する可能性があるとして認識している。</p> <p>今後は、きめ細かい債権管理に努め、電話連絡や文書による対応を行い、必要があれば現地訪問を実施し、債務者の所得状況の確認を含め回収計画の方向付けを行い教育委員会事務局との連携した債権管理を進めていきたい。</p>
<p>措置の内容</p>	
<p>平成26年2月の監査以降、授業料、空調使用料及び日本スポーツ振興センター災害共済制度に係る掛金の滞納者に対して、催告等により住所、連絡先を確認し、電話での督促、家庭訪問を積極的に行い、納付計画書の提出、分割納付により時効の中断を図った。また、教育長に対して法的措置の依頼を行った。その結果、監査当日以降、入金金額は1,882,285円となった。（平成28年10月末現在）</p> <p>今後とも滞納者に対しては、返済計画書の提出、分割納付の促進により時効の中断を図るとともに、債権回収に取り組んでいく。</p> <p>なお、滞納調書については、債権者ごとに作成し、交渉経過を詳細に記録している。</p>	